

# 静岡県の学校図書館

平成 29 年 1 月発行  
総合教育センター  
生涯学習推進室

## これからの学校図書館の整備充実について

文部科学省では平成27年6月に学校図書館の資格・養成等の在り方

等について検討するため「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置しました。この会議では、次期学習指導要領での学校図書館の重要性から、教育委員会や学校等へ「**学校図書館ガイドライン**」の策定を求めることが報告されました。また、子どもたちの調べ学習などに対する助言、多様な資料の提供などの学校司書の仕事の重要性や専門性も高まっていることから、大学などで学校司書を養成するための**モデルカリキュラム**も作成されました。今回はこれらの内容を紹介します

## 学校図書館ガイドライン

「学校図書館ガイドライン」とは学校図書館の現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示した指針です。

7つの事項で説明されており、学校図書館が備えておくべきこと、職員が行うべきことが説明されています。それによると、学校図書館は校長を館長とし、そのリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けた全体計画を策定し、教職員の連携とともに計画的・組織的に学校図書館を運営することが望ましいとされています。また、文学作品に偏らない幅広い蔵書構成を作りあげ、新聞、雑誌、模型などの書籍以外の資料や、発達障害を含む障害のある子や外国人生徒など、一人ひとりのニーズに合わせた多様な資料を充実させることが必要であるとされています。さらに、生徒のグループ別の調べ学習等において発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう施設面

からも改善していくよう努めることなどをガイドライン作成の際に盛り込む必要があるとしています。ガイドラインが作成され、それをもとに各教育委員会などが学校図書館の整備を進めれば、学校図書館のイメージは大きく変わることになりそうです。

### 「学校図書館ガイドライン」構成一覽(学校図書館の運営上の重要な事項)

	事項	望ましい在り方
1	目的・機能	・児童生徒の健全な教養を育成 ・「読書センター」「学習センター」「情報センター」機能
2	運営	・校長を館長として計画的に運営 ・生徒在校時の開館、便りやHP等での広報活動
3	利活用	・読書環境や開かれた学びの場としての環境 ・教員の教育活動への支援
4	教職員等	・連携・協力、組織的な取り組み ・司書教諭、学校司書が協働して運営
5	図書館資料	・健全な教養の育成に資する資料構成と資料規模 ・明文化された選定、廃棄の基準
6	施設	・学校施設整備指針に留意した整備・改善
7	評価	・学校評価の一環として評価 ・資料、利活用、児童生徒の状況等の評価

から改善していくよう努めることなどをガイドライン作成の際に盛り込む必要があるとしています。

ガイドラインが作成され、それをもとに各教育委員会などが学校図書館の整備を進めれば、学校図書館のイメージは大きく変わることになりそうです。



# 学校司書モデルカリキュラム

「学校司書モデルカリキュラム」とは学校司書が学校図書館において職務を遂行する

ための基礎的な知識・技能を習得するため、履修していることが望ましい科目をカリキュラムとして構成したものです。2014年の改正学校図書館法で、初めて「学校司書」の名称が法制化され、学校図書館への配置が「努力義務」として地方自治体に課せられましたが、図書館法で資格や職務を定められている司書と違い、学校司書は資格の規定がありませんでした。協力者会議では、学校司書の養成の対策として、このモデルカリキュラムを作成しました。

## 「学校司書モデルカリキュラム」科目一覧(学校司書が履修していることが望ましい科目)

必要な知識・技能	履修すべき科目	履修内容
学校図書館の 運営・管理・サービス	・学校図書館概論 ・図書館情報技術論 ・図書館情報資源概論 ・情報資源組織論 ・情報資源組織演習 ・学校図書館サービス論 ・学校図書館情報 サービス論	・学校図書館の意義 ・情報機器やネットワーク、情報検索 ・情報や資料の種類や性質 ・資料の選択・収集、組織化、保存・管理 ・生徒及び教職員に対するサービス ・情報サービスの提供 ・施設・設備の管理 ・著作権や個人情報等の関係法令
児童生徒に対する 教育支援	・学校教育概論 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性	・教育の意義と目標、教育行政 ・教育課程の意義及び編成 ・生徒の心身の発達 ・学校図書館を利活用した学習活動 ・発達の段階に応じた読書活動

今回の報告では、現在の学校司書の採用条件が各自体によって様々なことを考慮すると「学校司書」に何らかの資格を全国的に義務付けることは難しいとしていますが、養成の在り方については、司書や司書教諭と同じく大学で行う必要があるとしています。

学校司書の職務には「間接的支援」「直接的支援」「教育指導への支援」があり、これらに従事するための専門性として「運営・管理」「教育支援」に関する知識技能が必要になります。モデルカリキュラムではこれらを得るための科目が一覧になっていますが、これらはあくまで基礎知識であり、実務経験や研修、学習を通じて、その学校にふさわしい学校司書の資質能力を作り上げていくことが大切です。今後はこれらのモデルプランが実際に大学で開講され、学生や対象者に履修されることが重要です。国、県、各市町教育委員会、学校、大学との協力体制をとり、静岡県内の学校司書必須の講義となるよう活動していく必要があります。ガイドラインに沿った整備運営、モデルカリキュラムを元にした学校司書のスキルアップにより、静岡県の学校図書館利用のレベルが向上し、子どもたちの主体的な学びと、豊かで自由な読書があらゆる地域で実現できるようにしていきましょう。

## あすなる図書室から

### ●教育資料の収集

「あすなる図書室」は教育関係図書以外にも、教育雑誌約80種、大学や他県の教育資料なども収集している教育専門図書室です。教育に関するものでしたら新旧問わず網羅的に収集しておりますので、各学校で作成した資料、廃棄する資料等ありましたら、御連絡ください。

静岡県総合教育センター生涯学習推進室(あすなる図書室)  
電話：0537-24-9715  
メール：sogokyoku-somukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

